

議員提出第1号議案

蒲郡市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

蒲郡市議会の議決すべき事件を定める条例を、次のように制定するものとする。

平成27年2月25日提出

蒲郡市議会議員

広 中 昇 平

牧 野 泰 広

伴 捷 文

稲 吉 郭 哲

竹 内 滋 泰

伊 藤 勝 美

大 竹 利 信

蒲郡市議会の議決すべき事件を定める条例

別紙のとおり

提案理由

議会において議決すべき事件を定めるため提案する。

蒲郡市議会の議決すべき事件を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、蒲郡市議会において議決すべき事件を次のとおり定める。

- (1) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 姉妹都市及び友好都市の提携又は解消に関すること。
- (3) 憲章及び都市宣言の制定又は改廃に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。